

まちづくり市民会議公募委員募集

【対象】令和5年5月1日時点で18歳以上の方で、まちづくりに関心と熱意があり、会議(月～金曜日の昼間に年数回開催予定)に出席でき、次のいずれかに該当する方※市の他の附属機関の公募委員を除く

- 市内在住・在勤・在学の方
- 市内で事業を営む方
- 市内の土地や建物の所有権等の権利を有する方
- 本市のまちづくりに関して活動を行う方

【内容】まちづくりの推進を図るために必要な事項等の審議

【定員】5人以内 【任期】令和5年5月1日から2年間 【報酬】9,500円/回

【申込】令和5年1月16日(月)までに、作文「私の考える未来につなげる国分寺のまちづくりの課題とその解決策」を800字以内にまとめ、住所・氏名・性別・年齢・電話番号を明記し、machisuishin@city.kokubunji.tokyo.jp、☎(042) 324-0160、直接または郵送(消印有効)で〒185-8501まちづくり推進課(市役所第2庁舎)へ

【選考方法】作文審査※文字数の超過は減点。情報公開の対象。返却不可

【募集要項配布場所】まちづくり推進課、各公民館・地域センター

※市HP [検索](#) 1014901よりダウンロード可



→まちづくり推進課(内456)

リサイクルコーナー

譲ってください 子ども用品、自転車、家具、家電、楽器

譲ります

電子レンジ、掃除機、こたつ、机、テーブル、犬小屋、机・クローゼット付ハイベッド、ベビー布団、一輪車、子ども用自転車

品物は日々変動があります。具体的な品名や最新の情報は市HP [検索](#) 1002183をご覧ください。お問い合わせください。

※譲渡は無料です。当事者間でやり取りしてください

→ごみ減量推進課 ☎(042) 300-5303

予約制 個人番号カード申請臨時窓口

国立駅前市民サービスコーナーのタブレット端末で顔写真を撮影し、オンラインで交付申請ができます。申請時に本人確認と暗証番号の設定依頼をすると、カードを郵送で受け取れます。

【日】令和5年1月①10日②17日③24日④31日(火)

【時】9:00～16:30

【定員】各16人※先着順

【申込】12月16日(金)～1月①5日(木)・②13日③20日④27(金) 8:30～19:00に電話で同サービスコーナーへ(土日祝日・12月29日(木)～1月3日(火)を除く)

【持ち物】本人確認書類

※必ず申請者本人がご申請ください。申請時に本人確認書類をお持ちでない場合、郵送では受け取ることができません

→国立駅前市民サービスコーナー ☎(042) 573-4377

予約制 個人番号カード交付臨時窓口

→市民課(内318)

交付場所	交付日時(令和5年1月)	定員※先着順	申込期間
cocobunji市民サービスコーナー	①11日②18日③25日(水) 9:00～18:30	各20人	12月16日(金)～1月①5日(木)②13日・③20日(金)
国立駅前市民サービスコーナー	①12日②26日(木) 9:00～17:00	各17人	12月16日(金)～1月①6日(金)②23日(月)

【対象】個人番号カードを申請していて交付通知書が届いている方

【申込】申込期間に予約サイト <https://www.mynumpo.com/mynumpo-kokubunji-u/>(下の二次元コードからアクセス可)または市マイナンバーカードコールセンター ☎0570-026-700へ(土日祝日・12月29日(木)～1月3日(火)を除く8:30～17:00)

【注意】カード申請後に氏名・住所が変更になった方は市民課(市役所第1庁舎)で交付します。臨時窓口開設日は、電子証明書更新手続きなどの方はお待ちいただくことがあります



固定資産税に係る申告のお願い

償却資産(固定資産)をお持ちの方

→課税課(内340)

法人・個人を問わず、販売業・飲食業・理美容業・農業、その他事業所等を営んでいる方、アパートや駐車場を貸し付けている方は、その事業のために令和5年1月1日時点で所有している償却資産(構築物・機械・器具・備品など)を申告することが義務付けられています。該当する方へ、市から申告書を郵送します。新たに事業を始めるなどで申告書がない方は、早めに課税課へご連絡ください。

【申告期限】令和5年1月31日(火) 【申告先】課税課(市役所第1庁舎)

【償却資産の具体例】農業＝パイプハウス、草刈り機、農耕トラクター(大型特殊自動車)、ポンプなど/飲食業＝厨房用品、看板、接客用家具備品、カラオケ機器、冷蔵庫など/不動産賃貸業＝外構工事、路面舗装、看板、緑化施設、屋外電気・給排水等設備、受変電設備、ルームエアコンなど

【注意】申告対象は、原則、税務署への確定申告や事業決算で減価償却資産として計上している資産です。申告には、電子申告サービス「エルタックス(eLTAX)」もご利用できます。詳しくは、エルタックス <https://www.eltax.lta.go.jp/>またはヘルプデスク ☎0570-081459(9:00～17:00(土日祝日・12月29日(木)～1月3日(火)を除く))で。つながらない場合は ☎(03) 5521-0019へ

建物を新築・増築した方、住宅用地の利用方法を変更した方

令和4年1月2日～5年1月1日に次のいずれかに該当する方は、申告をしてください。

①建物を新築・増築した方②既存の建物の用途を住宅から非住宅(店舗・事務所等)に、または非住宅から住宅に変更した方③住宅を壊して住宅用地以外の土地に変更した方

【期間】①②＝課税課(内380)③＝課税課(内325)

【注意】すでに市の家屋評価が済んでいる場合や新築分譲マンションを購入した場合は申告不要。居住のために使用している住宅用地は、固定資産税・都市計画税を軽減しています

令和5年以降の市民税・都民税から適用 主な税制改正

→課税課(内329)

■住宅ローン控除

適用期限が延長され、令和4年1月1日～令和7年12月31日に新たに入居した方が対象となりました。住宅ローン控除額が所得税で控除しきれなかった場合は、残額が住民税から控除されます。また、個人住民税における控除限度額について、所得税の課税総所得金額等の「7%(最高136,500円)」から「5%(最高97,500円)」に引き下げられます。

■セルフメディケーション税制

対象となる医薬品の範囲が見直しされ、適用期限が5年間延長(令和8年12月31日まで)になります。

■課税・非課税の判定

民法の成年年齢が引き下げられたため、令和5年1月1日時点で18歳または19歳の方は未成年者に該当しません。

※詳しくは市HP [検索](#) 1028953をご覧ください

北朝鮮の弾道ミサイル発射に対し抗議文を送付

弾道ミサイル発射を行ったとする朝鮮民主主義人民共和国に対し、非核平和都市を宣言している本市は、右記のとおり抗議文を送付しました。

→人権平和課 ☎(042) 573-4378

朝鮮民主主義人民共和国 國務委員委員長 金正恩 様

抗議文

2022年11月18日、貴国が弾道ミサイルを発射し、日本海上の我が国の排他的経済水域に落下したものと推定されています。貴国に対し、我が国をはじめ国際社会が自制を繰り返し強く求めてきたにもかかわらず、この行為に及んだことは、国際平和と安全への願いを冒瀆する重大な挑戦であるとともに、北東アジア地域の安全を脅かす暴挙であり、断じて容認できるものではありません。

国分寺市は、非核平和都市を宣言した自治体として、貴国の実施したミサイル発射に対して厳重に抗議します。

2022年11月18日 日本国 東京都 国分寺市長 井澤 邦夫

個人番号カード 暮らし

福祉の総合相談窓口を開設

どこに相談したらよいか分からない困りごとはありませんか。相談を受け、適切な部署や支援機関へつなぎます。【日】毎週水曜日9時～17時(令和5年1月11日より開始) 【相談方法】相談専用電話 ☎042-328-6820または直接地域共生推進課(市役所第2庁舎)へ

↓地域共生推進課(内565)

令和5年度

戸倉第一・二テニスコート定期利用団体市民スポーツサークル登録及び利用登録の受付を開始

対市民スポーツサークル登録をしている団体で、毎週同じ曜日

と時間に10人以上で活動できるテニスサークル団体

【申込】12月15日(木)～1月4日(水)に直接市民スポーツセンターへ

【注意】○体育施設定期利用団体登録申込書○市民スポーツサークル登録書類一式(会員名簿・会則・活動調査表(指定用紙)○公共施設予約システムスポーツ施設利用登録等申出書○申請者の本人確認書類(運転免許証・健康保険証など)

【申込書等配布場所】スポーツ振興課(市役所第3庁舎)・市民スポーツセンター・戸倉野球場管理棟・戸倉第二テニスコート

【注】対象以外の団体は令和5年2月頃に受付/認定条件に満たない場合は登録不可/休館日・閉庁日にご注意ください

↓スポーツ振興課(内278)

後期高齢者医療制度 口座振替済額の通知書を郵送

1月～12月に後期高齢者医療保険料を口座振替で納付した方へ、通知書を郵送します。

【郵送時期】令和5年1月中旬

↓保険年金課(内319)

公共施設予約システム 一時停止

システム更新のため一時停止します。停止期間中は各施設の窓口も含め、予約に関する全ての手続きができませんので、ご予約の手続き等は前もって行ってください。詳しくは各施設にお問い合わせください。 【期間】令和5年1月30日(月)0時～2月1日(水)8時30分

↓デジタル行政推進室(内412)

市役所への申し込み・問い合わせの時間は、特記がない場合は月～金曜日(祝日を除く)8時30分～17時(12時～13時を除く)の受付となります。